

令和5年

# 全員協議会記録

令和5年11月8日

和光市議会

## 全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和5年11月8日（水曜日）  
午前10時00分 開会 午前11時10分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 18名

議 長	富 澤 啓 二 議員	副議長	小 嶋 智 子 議員
1 番	松 永 靖 恵 議員	2 番	安 保 友 博 議員
3 番	鳥 飼 雅 司 議員	4 番	吉 田 活 世 議員
5 番	齋 藤 幸 子 議員	6 番	伊 藤 妙 子 議員
7 番	渡 邊 竜 幸 議員	8 番	片 山 義 久 議員
10 番	萩 原 圭 一 議員	11 番	赤 松 祐 造 議員
12 番	待 鳥 美 光 議員	13 番	菅 原 満 議員
14 番	鎌 田 泰 春 議員	15 番	岩 澤 侑 生 議員
17 番	内 山 恵 子 議員	18 番	吉 田 武 司 議員

◇欠席議員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	大 野 久 芳	総 務 部 長	田 中 康 一
健 康 部 長	齋 藤 幸 子	企 画 部 次 長 兼 秘 書 広 報 課 長	茂 呂 あかね
総 務 部 次 長 兼 総 務 人 権 課 長	渡 部 剛	健 康 部 次 長 兼 保 険 年 金 課 長	梅 津 俊 之
長 寿 あん しん 課 長	中 野 陽 介	総 務 課 長 補 佐	石 井 ゆり奈
長 寿 あん しん 課 長 補 佐	川 口 暢		

◇事務局職員

議会事務局長	松 戸 克 彦	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	中 村 智 子	議 事 課 副 主 幹	川 辺 聡

主 事 補 加 藤 ゆらら

◇本日の会議に付した案件

市が被告となった民事裁判の和解案について

午前10時00分 開会

○富澤啓二議長 おはようございます。

ただいまから全員協議会を開催します。

初めに、市長より挨拶をお願いいたします。

○柴崎市長 おはようございます。

議員の皆様におかれましては、日頃より市政運営に格別の御理解、御協力を賜りまして御礼申し上げます。また、大変御多用の中、本日全員協議会を開催いただきまして、どうもありがとうございます。

本日は、市が被告となった民事裁判、国家賠償法に基づく損害賠償請求事件におきまして、令和5年10月25日に開催されたウェブ会議において裁判所から和解案が提出されましたことから、和解案の内容と市長部局としての今後の対応、市議会への議案の上程から和解が成立するまでの手続等につきまして説明をさせていただきます。

それでは、詳細につきましては担当部署の健康部から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○富澤啓二議長 本日の案件は、市が被告となった民事裁判の和解案についてです。

担当所管から説明願います。

斎藤健康部長。

○斎藤健康部長 本日御説明させていただきます国家賠償請求事件につきましては、令和4年7月に全員協議会で御説明させていただいた以降、議長報告にて裁判の内容等を報告してまいりました。

令和4年の全員協議会では、7,370万円を支払うよう民事訴訟が提起されたことを説明させていただき、また、令和5年8月の議長報告では、裁判所より6,500万円の和解案が提示され、対応については検討中と報告させていただいたところでございます。10月25日の裁判についても、既に議長報告をしておりますが、裁判所より2回目の和解案として、損害賠償金額4,870万円、支払い期日、令和6年1月10日の提示がございました。

この2回目の和解案については、市の主張が一部考慮されたのではないかと推察できることから、市長部局としては10月31日の政策会議にて、この和解案に応じる方針を決定したところでございます。

本日午後の裁判において和解案が確定いたしましたら、12月定例会に和解について議案を上程し、また、損害賠償金額4,870万円の補正予算の計上を考えております。この後、内容等につきましては、長寿あんしん課長より御説明させていただきます。

○富澤啓二議長 中野長寿あんしん課長。

○中野長寿あんしん課長 案件について御説明をいたします。初めに、資料の1ページを御覧ください。

1 ページは、訴訟概要等をお示ししております。

この訴訟は、原告A氏の後見人が、東内京一元職員が原告A氏及びその配偶者である亡B氏に対し、横領ないし窃盗行為を行ったことについて、国家賠償法第1条第1項に該当するとして、和光市に損害賠償の支払いを求めた訴訟となります。損害賠償請求金額は、7,370万円及びその遅延損害金です。

内訳は、元職員による横領及び窃盗による損害相当金6,700万円、弁護士費用相当損害金670万円及び遅延損害金が平成31年4月2日から支払いを完了するまでの間、年5%となります。

横領ないし窃盗行為については記載のとおりとなりますが、元職員はその現金を横領またはキャッシュカード使用により現金を不正に窃取したことから刑事事件となり、令和3年9月17日に判決が確定しました。

続いて、2 ページでございます。

2 ページでは、原告A氏の後見人から訴状が届いた後の市の対応と経緯の概要を記載しております。

2の市の対応としまして、横領及び窃盗行為は元職員が個人で行った行為であり、4 ページにお示ししております国家賠償法第1条第1項には当たらないとして応訴いたしました。また、3には経緯の概要を記載しております。あわせて、それぞれの時期における損害賠償額の推移を添えております。

続いて、4 ページは、原告・被告双方の主張として、国家賠償法の解釈の違いを記載しております。

国家賠償法第1条第1項の成立要件として、職務を行うことについてと損害を与えたことが挙げられます。この2点のうち、損害を与えたことについては、原告・被告双方が横領行為及び窃盗行為があったことを認めておりますが、職務を行うについての点で、原告は、今回の窃盗行為等は職務執行行為を契機として、勤務時間外や市役所外に加えて勤務時間中にも行われていたなど、職務行為及びこれと密接な関連を有する行為を含んでいると主張されました。

一方、被告としての市は、行為の大半が勤務時間外、市役所外で行われ、密接な関連を有する行為ではなく、平成30年4月1日となりますが、保健福祉部長兼福祉事務所長から教育部長への異動後については事務管轄権の範囲外であり、現金、キャッシュカードの預かり、保管及びその引き出しの権限はないことから、一部要件を満たさないと主張いたしました。

このような主張を口頭または証拠の提出により、双方から合計6回にわたって行った後に、5 ページのとおり、8月7日に裁判所から当初の和解案が提示されました。内容は、被告が原告に対して6,500万円を支払うというものでした。

市といたしましては、和解案とともに示された理由のうち、①加害行為についての2点目となりますが、東内元職員がA氏に無断でキャッシュカード等を持ち出し、安全性が不十分な手元に留め置いた行為は、職務上の義務に反し、国家賠償法上違法と評価される点と、②職務を行うについての中で、異動の前後において、市の国家賠償法に基づく損害賠償の有無に異同を

生じることはないとの理由等について、5ページ右上のとおり、市の主張が全く考慮されていない上、原告の主張とも異なっていると認識いたしました。

そのため、当初9月6日に予定されていましたが、裁判所の都合で延期された10月25日のウェブ会議において、代理人弁護士より、8月7日に裁判所から示された和解案を受け入れることは難しいとの認識を示したところ、裁判所は原告との個別協議を行い、その後に、6ページのとおり、2回目の和解案を示しました。内容は、市は4,870万円を支払うこと、支払い期限は令和6年1月10日となりました。

その提案を受けて、7、市長部局の和解案に対する見解のとおり、①新たな和解額4,870万円は、市の主張の一部が認められたものと推察いたしました。この認識は、2回目の提案では理由は示されておきませんが、当初の和解額6,500万円と新たな和解額4,870万円の差額である1,630万円は、市が主張してきた、元職員が保健福祉部長兼福祉事務所長からの異動後の窃盗額とおおむね一致することを踏まえたものでございます。

②当初の和解案の理由を見ますと、和解案に依らずに判決まで至った場合や、さらに上級審で裁判を継続した場合には、損害賠償額が満額かそれ以上になるおそれがあることなどを総合的に判断して、市長部局としましては、10月31日に臨時政策会議を開催し、議決を前提として和解案を受け入れる方向で、裁判所、原告に伝えることといたしました。

つきましては、本日午後にかかれまウェブ会議において、代理人弁護士より、2回目の和解案を受け入れる旨を伝える予定としております。

今後につきましては、12月定例会に和解受入れの議案及び損害賠償額の補正予算案を上程させていただき予定となりますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○富澤啓二議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 今、説明をしていただいたわけですが、現状、市はどのようなふうを受け止めているのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思うんです。

今回、当初は6,500万円支払うとあって、市の主張が認められて、4,870万円支払うという結論に至っているわけですね。その部分で、市としては主張したからそういうふうになったと捉えているのか、逆に、原告側から4,870万円と提示されて、納得されてそういうふうになっているのか、そこら辺をお聞かせください。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 この文章にもありますように、裁判所から、どういう理由でこの金額を提示したのかというのは説明がされておりません。1回目の6,500万円については、ここに書いてある資料のとおりであったんですけども、2回目については、4,870万円という提示がされたのみでございまして、元職員が行った犯罪行為の金額から想定すると、ここに書いてあるとおり、保健福祉部長在任中の額を示されたのだなと推察されますので、裁判所の判断がどうだっ

たかということは、ここでは明確に示されていないということで御理解いただきたいと思えます。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 今、副市長がおっしゃっていたとおり、理解はするんですけども、説明の中では、市の主張が全く考慮されていないとか市の主張が考慮されたみたいなの、そういう、された、されていないということが書かれているんですが、そこら辺についてはどういうやり取りをして、この文章に、市の主張が全く考慮されていないと記載されたのか、その理由も教えてもらいたいです。

○富澤啓二議長 中野長寿あんしん課長。

○中野長寿あんしん課長 こちらにつきましては、資料という性格上、より分かりやすく、1回目と2回目の和解案の違いについて明確にするということが目的でございます。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 今回、和解を受け入れる方針ということなんですけれども、そもそも原告から訴えられた際には、国家賠償法の第1条第1項に該当するというので、窃盗行為を行った結果として満額を請求されていて、それに対して市としては、これは個人で行った行為だから、そもそも国家賠償法第1条第1項には当たらないということで応訴したということがまずありました。

議会でも再三、市の責任はどうなっているんだという話をしているところではありますけれども、これまで何度となく繰り返されている答弁として、裁判の結果が出ないと判断できないとされてきたわけですね。そうすると、今回、少なくとも市の見解としては、異動前については市の職務に関する行為であるから、国家賠償法第1条第1項に当てはまるため、その部分に関しては賠償しなければいけないという判断をしたと読み取れます。

ということは、当然ながら、任命権者、管理監督責任、そういうものを考慮しなければいけないというふうに評価しますけれども、この点について、裁判の結果が出ないと判断できないということですが、今回和解をのむということは、上訴審もないし、これで確定するわけです。市の受け止めは、どのように考えているのか伺います。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 今、安保議員がおっしゃったとおり、最初私たちは、こちらは国家賠償法の要件に該当しないと考えていたために、まずは応訴をいたしました。そして、1回目の裁判の後に提示された和解案を見まして、当初私たちが考えていた、市の責任ではなく、これは個人的に職務外で行った行為であるといった主張は全く間違っていたのではないかとということが、第1回目の和解案で確認できました。そうしますと、このまま裁判を続けていっても、なかなか市の主張は認められないのではないかとというふうに考えました。ただ今回、1回目の和解案ですと、ちょっと金額も大きかったということもありまして、いろいろと代理人の弁護士と相談し、2回目の提示を受けたところで、このまま続けても勝訴は難しいのではないかと判断をし

まして、今回和解を受け入れようという意思決定をしたところです。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 今の答弁内容については、そのとおりでいいのかなと思っているんですけども、何度も言っていますが、問題はそこじゃなくて、金額の多寡の問題じゃなくて、市の責任が誰にどれだけあるんですかという話で、これは副市長も答弁の中でされていますけれども、裁判の結果が出たら、それで過失相殺の割合が出るという話をされてきましたが、今回和解をのむということで、その判断はどうなっているのかというところがあると思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 まさにこういう形で、損害賠償4,870万円が提示され、市がのむということは、市としても責任があるという形で認識をして、和解案に応じるという考え方でございます。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 これまでに1回前例があるので、あえて言うんですけども、最高裁までいって違法認定された処分に対して、これまで結局、損害賠償を払いますよという補正予算の議案に対して、それが結果として可決されて通って、市の一般会計からそれを支払ったという前例があるんですけども、それについて、その違法な処分に関わった市長以下執行側の責任の取り方というものが、これまで一切示されていないんです。というのは、市長答弁でもあったように、遺憾ですというその一言で終わり、ただ市の税金からそれを支払ったという状況になっている。

今回、この和解案をのみますとしたときに、じゃ、のみましたと言うけれども、この4,870万円がどこから出ているかという、これって市の税金ですね。実際市に責任がありますよと言われているにもかかわらず、なぜ市民が4,870万円を負担して、市はその責任を取らないのか。それでは説明責任を果たしていないし、我々としても説明ができない。その点について、もう一回確認したいんですけども。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 4,870万円を支払うということで応じるということでございますが、市が責任を取らないということではなくて、この金額について、極端に言えば、横領に関わった職員を含めて、その方々を対象に新たに損害賠償請求を行うということで処置をしたいと考えております。

国家賠償法におきましても、その行為を行った職員に対して請求することができるという規定がございます。市はそれに基づきまして、まず最初は市の予算でお支払いしますが、その後、裁判によって、東内被告も含めて関係職員に請求をするということで、今のところは考えております。

詳細につきまして、どういう形でどういう割合でやるかについては、また法律の専門家の意見等を聞きながら、調整して決めたいと考えているところでございます。



○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 繰り返しますけれども、分限処分の違法が認定された判決においては、今回被害を受けた現職職員に対する賠償をするということで、それに対して反対した議員は、私の記憶、感覚ではい wasn't でした。

ただ、それを市の税金で払いますという話をしたときに、実際そういうことになった原因、責任がどこにあったのかということのを再三質問させていただきまして、結果としてその部分をはっきりしなかったら、これは解決しない問題だから、責任の所在を明らかにしてからもう一度出してきてほしいということで、半分の議員が反対したという経緯がありました。

今回も、今の副市長の答弁を考えると、取りあえず今回の訴訟においては、これで9,000万円払うところが4,800万円で済むんだからいいだろうという、小手先のことだけしか見えません。これを払って、その後、どうやって責任を取るんですかといったらば、それは検討します、検討しますというのがいつまで続くのか。

であれば、和解を受け入れる前に、責任の所在はこれだけありますよ、それを市としてもこれだけ認定するから、この4,870万円で勘弁してくださいと、そうなるのが筋じゃないですかという話を先ほども言っています。

ということ踏まえて、今この状況で、これまで市に責任がない、もしくは裁判所が言うまで分からないという話を言ってきたことと、今回これを受け入れるという話は全く矛盾しているし、であれば、この話の経緯を聞いたからそうは言わないんですけれども、悪いと思っていないんだったら最後まで闘って、満額賠償することになったら満額払って、その分、誰かがちゃんと責任を取ってくださいよ。

だから、今議会に対して、これを払いますよという議決を求めているわけですよ。議員として我々が、いいですよ、もしくは駄目ですよという判断をするに当たって、今、判断材料が、中身については分からないけれども、9,000万円払うところを4,870万円で済みそうなので、それで受け入れたいんですけれどもいいですかと言われて、私は、はいとは言えない。

だから、繰り返しになりますけれども、責任の所在をはっきりさせて、市がどれだけの責任を取るつもりなのか。それと併せて、この話を進めていただきたい。それだけ言わせていただきます。もう一度答弁願います。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 市の責任は認めております。このお金については、東内元職員を含めて、どこまでが関係職員になるのか。ここで重要になってくるのは、故意または過失ということ、その関わった職員の行為が過失に当たるかどうかという判断も検討させていただいて、損害賠償請求をどの方にどのようにするのかという詳細については今後検討させていただきたいということで、それに伴って、まさに職員が関係するのであれば、それは処分を伴うということで御理解をいただきたいと思います。

○富澤啓二議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 8月7日裁判所提示の、5ページになりますが、今回の当初の和解案で、市の主張が全く考慮されていない上、原告の主張とも異なっているという記載があります。

この市の主張については、恐らく横領行為自体が職務上の行為だったのか、もしくは単独で行った行為だったのか、その部分で市の主張が考慮されていないというところだったかと思えます。その責任の部分、先ほど安保議員からも話されたかと思えますが、市の職務として行っていたという認識になっているのか、今現状の市の認識についてお伺いします。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 最初は私人としての、元職員の行為だという考えで出したんですが、1回目の和解案が提示されたとき、裁判所から提示された内容が、そうではなくて、これは全て公的機関が公権力の行使に当たるという判断をされたということでございます。

それについて、内部でもいろいろ議論をしまして、どこまでが公権力の行使に当たるんだという中で議論をして、弁護士も入れて相談をしたところ、見解の違いといいますか、市としては私人の行為だと思っていたんですが、裁判所の見解だと、これは公権力の行使だという理解を示されたわけですので、これはやむを得ないと。

ただし、保健福祉部長を退いてからの一部の行為については、これは私的な行為だろうということ踏まえまして、それを直接訴えたわけではありませんが、損害賠償の請求額を落としてもらえないかという調整をお願いしたところでございます。その結果としてこの形になり、市の認識としては、推察ではありますが、それで認められたんだろうなというふうに考えているところでございます。

○富澤啓二議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 今お話しいただいて、私の理解としては、当初は私人としての行為であったと認識していたが、今となってみると、市の職員としての行為という部分が一部あったという認識で考えられていると。再度確認ですが、お伺いします。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 そのとおりでございます。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 先ほどの市に責任があることは認めますという答弁から先の話なんですけれども、関わった職員の処分はどうするかということに終始していて、私が最初から言っているのは、そこよりも、やはり管理監督責任とか任命責任とか、そっちの話をしているんですよ。

それで、元部長ですから、その上長といたら副市長と市長しかいないんですけども、まさに御自身の話なので、言いづらいかもしれないですが、当時そこにいた副市長、それから当時はそこにいなかった現市長、これは一般質問の中でも言っていますけれども、現市長としては、じゃ今の市長がその責任を負うんですかという話を検討しなければいけなくて、でもそれは、当時そこにいた前市長に対して、現職の市長がしかるべき請求をするのかしないのか。そういうところまでしなければ、今の市長にもその責任が及ぶことになりますよと、それは認識

として、さんざんお話ししてきたことだと思うんですけども、それも含めて、その検討というのはしてもらえるのか。

逆に言うと、それをしないということであれば、この和解案をのむ前提が崩れるんですけども、お願いしたいと思います。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 先ほど大島副市長から答弁したとおりです。責任を認めるということは、この後、何らかの方法で、前市長に対しましても、請求すべきものがあれば請求をしていきたいというふうに検討していく考えであります。

○富澤啓二議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 この問題について、ちょっとまだ認識というか、勉強不足で申し訳ないのですが、事実確認をさせていただきたく、4ページに「異動後は」というところがあるのですが、これは、教育部長に異動した後も現金を下ろしていたということによろしいのでしょうか。

○富澤啓二議長 中野長寿あんしん課長。

○中野長寿あんしん課長 そのとおりでございます。異動後につきましても引き出ししていたということでございます。

○富澤啓二議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 そうしますと、まだ行政の人だったわけで、この部分が賠償に当たらない、減額になっているということについて、市の見解をお伺いしてもよろしいですか。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 先ほども答弁させていただきましたように、この減額の詳細が裁判所から示されておりませんので、推察の域で、今そういう話をしているところでございます。それが総額として、この4,800万何がしかというものが示されたものでございますので、その内訳をどう裁判所が判断したかというのは、我々は認識することができないということでございます。

○富澤啓二議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 では、道義的にというか、道徳上の追及になってしまうんですけども、やはり、もう配偶者はお亡くなりになったということで、御高齢の方からこういう公的な、公的なといっても行政の方ではありますけれども、お金を横領したということで、この減額について、市としては、そういった市民に信頼される存在であるための行政、和光市役所というのを考えたときに、その減額を妥当だと考えていらっしゃるのですか。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 あくまでも、我々がこれを妥当だとするかどうかの判断、何が正義かということ判断するところは裁判所でございますので、裁判所が示したものを、これは市としては妥当だということ、これが先ほどおっしゃったような道義的に妥当かどうかという判断については、我々はしかねるところでございます。

○富澤啓二議長 片山議員。

○片山義久議員 今回の結果については、市民の多くもすごい関心があるところだと思うんですけども、もし和解となったとして、報道発表等されると思いますが、先ほどの責任を追及するといった部分も一緒に発表される予定でしょうか。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 それはまず、今日の午後、裁判があるわけですから、そちらが先になると思います。その後、市の対応として、これに当たる重大な過失があったのかどうかということについて、法律家とも相談しながら対応して、処分については検討させていただくということでございます。

○富澤啓二議長 片山議員。

○片山義久議員 我々も議員として、市民の皆さんにしっかりと説明する責任がありますので、そういったところもしっかりと対応していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 和解案で示されている4,870万円と、それをのまずに裁判を続けて満額が認容された場合、9,068万円とありますけれども、これは、それぞれ被告側、つまり市の弁護士費用は含まれているのでしょうか。

○富澤啓二議長 中野長寿あんしん課長。

○中野長寿あんしん課長 こちらに弁護士費用は含まれておりません。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 4,870万円には含まれないと思ったんですけども、試算した9,068万円に關しても含まれていないということであれば、実際、弁護士費用はそれぞれ幾らになるのでしょうか。

○富澤啓二議長 中野長寿あんしん課長。

○中野長寿あんしん課長 先ほどの説明につきまして訂正させていただきます。9,000万円にも、さきに示されました金額の弁護士費用は含んだ総額となっておりますので、この額が先方にお支払いする総額という考え方で間違いございません。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 そうすると、4,870万円には被告側の弁護士費用は含まれていないと思いますけれども、この場合、幾ら払うのでしょうか。

○富澤啓二議長 中野長寿あんしん課長。

○中野長寿あんしん課長 被告側の代理人弁護士につきましては、和解が成立した後にお支払いすることを考えておりまして、今回は和解に対する費用のみを補正予算で上げさせていただきたいと考えております。そちらの金額につきましては、実費相当額と、それから弁護士の成功報酬という二本立てになります。積算等が調いましたら、お示しできる機会にお示したいと考えております。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 概算で構わないので、実費はいいんですけれども、報酬部分が幾らなのかという部分ですけれども。

○富澤啓二議長 中野長寿あんしん課長。

○中野長寿あんしん課長 概算で申しますと、報酬部分につきましては200万円ほどと考えております。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 そこに遅延延滞金が重なってくると思うのですが、それを含めまして、概算でどのくらいになりますでしょうか。

○富澤啓二議長 中野長寿あんしん課長。

○中野長寿あんしん課長 和解した場合には遅延損害金は生じませんので、こちらについての損害金は生じません。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 そうしますと、9,068万円のほうには入っているという理解でよろしいですか。

○富澤啓二議長 中野長寿あんしん課長。

○中野長寿あんしん課長 積算は遅延損害金を含めた金額としております。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 6ページの最後の今後についてというところで、市長部局は議決を前提にということで和解案を受け入れた。どのように進めていくかについて、先ほど説明されたんですが、12月定例会で提示する形になってくるというんですけれども、市民への説明だったりとかは、調い次第されると思うんですが、その辺の今後についてというところが全然明記されていないんですけれども、改めてもう一度、どういうふうを考えているのか伺いたいと思います。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 議決をいただきまして、実際に支払いが終わりましたら、またそういったほかの事務ですとか、いろいろなことが落ち着きましたら、時期を見て行いたいと思います。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 その方法として、広報というか、そこら辺に書いて終わりなのか、それとも報道発表か何かでちゃんと分かるように示すのかというのもぜひ検討していただきたいと思うんですが、ホームページに書いたからよしとか、そういうことではなくて、市民に分かりやすいような説明が必要なのかなと思うんですけれども、そこら辺、教えてください。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 現時点で、具体的にどのような方法で行うかということも含めて、まだ検討に取りかかっていない段階ですので、皆様のお声を受け止めて、何らかの対応をしてまいりたいと思います。

○富澤啓二議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 4,870万円、和解金を市は受け入れるという判断で、今日の午後の裁判でそういう対応をするという話をされまして、12月の補正予算を上げたいというのは認識したんですけれども、議会として、4,870万円を承認する判断としまして、先ほど副市長が、対象者に損害賠償請求を起こすことも考えるとおっしゃっていましたが、12月定例会に補正予算を上げるまでに、市としてこういう方法でやるからこれを受け入れてね、議会に認めてねという資料というか情報は出てくるものなのではないでしょうか。それがいいようでしたら、損害賠償をやるかもしれない、やらないかもしれない、どうなのか分からないですと、判断しづらいかと思うんですが、お聞かせください。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 損害賠償請求は行います。対象者をどういう形にするかというのを、今後絞っていくということでございます。

○富澤啓二議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 市としましては、損害賠償請求を起こして、4,870万円を回収できる見込みがあると思っているということでしょうか。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 できるできないの判断は難しいところですが、形として行政の行為としては、やっぱり損害賠償請求をせざるを得ないと考えております。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 これ、何度も同じ話をしているんですけれども、実際に行為を行った元職員に対して訴訟を起こすという話は、それは法律上しなければいけないというのも分かるんですよ。だけれども、現実的なことを言えば、もう無資力になっているわけで、本人は刑務所に入っているわけですし、そこに多額の弁護士費用をかけて、これを請求して、勝ちました、勝ったはいいけれども取るものがないという話になるんですよ、こういうのって。でもそれは、やらなければいけないからやるという話は、それは仕方ないことかもしれない。

だけれども、何度も言っていますけれども、市のお金を、市民のお金を市が放出するんだから、その責任は誰が取るんですかという話をしているんですよ。それは管理監督責任だったり、任命責任だったりということになってくるはずなので、それがなぜか元職員が悪いという話、もしくはそこに携わった職員が、誰か分からないけれども、それをよく判断して処分するという話をしていますけれども、さっきから言っていますが、大事なのは上長だと思いますよ。部長なんだったら、その上は副市長と市長しかいないと、さっきから言っています。

そこをはっきりさせないで、この和解案をのんでください、のむから認めてくださいと言われても、それを認めた後で、やっぱり大丈夫でしたという話だって、先ほどの引き合いに出した分限処分の話もそうですけれども、誰も責任を取らないじゃないですか。

あのときに、議会として半分に割れましたけれども、賛成した議員は、被害を受けた人にいち早く払ってほしいという思いで賛成したんですよ。反対した議員は、払わなければいけない

のは払わなければいけない、けれども責任逃れになるから、責任をはっきりさせなかつたら認めるわけにはいかないということで反対したんですよ。

今回だって一緒ですよ。被害者にこれだけのものを払いますよ、被害者もこれでいいと言っているから、この訴訟としてはそれでいいんでしょう。だけれども、市民の懐から4,870万円を引っ張り出して、プラス弁護士費用200万円を追加して、5,000万円出すんですよ、財政が厳しい和光市と言いながら。

そこをはっきりしてくれないと、和解案に応じますよと言われても、何をもって、こっちは安心して判断すればいいんですかと、ただそれだけです、単純に。市長、いかがですか。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 安保議員が以前から何度もそういったお話をされていることは、私もよく認識しております。そして、こちらの和解をお支払いした後に、それに対する損害賠償をする対象、相手、それに関しましても、当然元部長、そのほかに関わった職員だけではなくて、その上長も対象として、こちらは検討しております。

ただ検討する過程において、当然、法律の専門家に御相談します。その相談の過程で、私たちが、例えば道義的には上長も責任があるだろうと。考えていても、法律的に見て、任命権者が損害賠償する相手として対象になるかどうか、それがもし含まれないのであれば、そういった裁判を起こすことは、本来、安保議員がおっしゃるとおり、私も、さらにまた市民の方から頂いた税金を使うこととなりますので、そこまでして、対象者をきちんと、本来対象になるべき人でない人まで含めてやるということが本来必要なかどうか、そういったことも全て含めて、これから検討していきたいと考えておりますので、またその検討の内容につきましても御説明はさせていただきたいと思えます。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 1点確認しておきますけれども、4,870万円と弁護士費用の200万円を市民の税金から支払いますよという話で、それをどう回収するかという論点が一つあります。だけれども、それは一つの論点であって、問題として、結果的には、ちょっと言葉はあれですけども、取りっぱぐれということもあるんですよ。

だけれども、市民に対してどう説明するのかといったときに、それはしかるべき人がしかるべき責任を取りましたよということで、それは処分かもしれないし、減給かもしれないし、いろいろな手段があるんですけども、その部分の話を、今ずっと議論の中で、4,870万円をいかに回収するかという話に終始しちゃっているんですが、それだけじゃないですよという話をしているんです。

これから再発防止も含めて、市が健全な行政運営をしていかなきゃいけないという話をしていの中で、特別委員会の中でもそういう提言をさせてもらっていますけれども、今ここで、裁判でこれだけの金額を払えとって払ったから、はい、ちゃんちゃんで終わりましたと、それで終わらせてしまったら、結局何も変わらないし、市役所の中、何も変わらないじゃないです

か。という話をしています。

なので、4,870万円を回収するという事は、もちろんそれは現金の話として大事な事。それと併せて、しっかりと市役所の中の統制を取るために、処分だったり何だりという、いろいろとあると思いますけれども、そういうものを検討していただきたい。そういうことをやっていただくということを約束してくれるのであれば、この和解案を受け入れてくれという話であれば、それでもいいかなと思うところもあります。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 先ほど来、そういった検討をする旨はお伝えてありますし、私たちも、今日こういった説明をする前に、何度も内部で打合せをしております。その際に、損害賠償請求を起したとしても、もちろんこの損害を回収できないのではないかとということとともに、それ以上に、その後、当時関わった職員ですとか前市長を含めた人に対して、どのような対応をしていくか、それに重きを置いて検討しているということを申し添えます。

○富澤啓二議長 菅原議員。

○菅原満議員 御説明、御答弁ありがとうございます。

御説明をいただいている8月7日の文書の中で、保管義務違反行為に伴う損害発生危険性が具現化したものと評価することができ、違法行為そのものを構成するのではなく、損害の現実的発生に至るまでの因果の流れにすぎないという内容なんですけれども、この裁判の過程で、故意あるいは過失についてのやり取り、あるいは裁判所から何らかの形で、故意、過失について判断が示されているのかどうかを確認させていただけますでしょうか。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 先ほどからお話ししているんですが、今回、和解案ということで、総額が示されたのみでございまして、裁判所の見解ですとか、何が過失だったのか、その辺については述べられておりませんので、推測という形になってしまうと思います。

○富澤啓二議長 菅原議員。

○菅原満議員 分かりました。

先ほど来、今後のことについて御説明いただいておりますが、求償権を行使するに当たって、やはり故意、過失というところも大きな論点になるのかなということと、最近の最高裁の判決を見たりすると、連帯して求償義務を負うというような判断も示されてきているということで、その辺も含めて十分検討を加えて、今後進めていっていただきたいということで、この点について確認だけさせていただけますでしょうか。今日は全員協議会ということで、説明を受ける場ですので、よろしく願いいたします。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 その辺につきましても、先ほど申し上げましたように、法律の専門家と協議をして、適正な判断をさせていただきたいと思います。

○富澤啓二議長 岩澤議員。



○岩澤侑生議員 今のお話と関連して、8月7日に示された第1回目の和解案では、6,500万円という金額の理由が示されているということでありましてけれども、4,870万円という金額の妥当性を判断するに当たって、その算定根拠について、市の推察というのはここに示していただいておりますけれども、これを裁判所に求めていくことはできないでしょうか。

8月7日の和解案では理由が示されているわけですね。どういう理由で4,870万円なのかということ、明らかにしてもらえないんですか。

○富澤啓二議長 中野長寿あんしん課長。

○中野長寿あんしん課長 今の御意見につきましては、今日の午後、ウェブ会議がございますので、その中で伺うことが可能であれば伺うということで、代理人の弁護士に伝えたいと思っております。

また、8月7日の当初の和解案で、こういった形で示されているのは、本来民間同士の裁判であれば、和解案を示すときに、こういった考え方を示すことはない聞いております。ただし、本件に関しては、行政が絡む大変重大な案件ということで、やはり当初裁判所のほうでは、何らかの根拠を示さなければ先に進まないのではないかなという考え方から、お示しをいただいたという認識は持っております。

○富澤啓二議長 岩澤議員。

○岩澤侑生議員 そういうことであれば、その考え方の延長線上にあると思いますので、4,870万円という金額の妥当性を判断するに当たって、推察ということは分かるんですけども、理由をしっかりと示していただくというのは、一つの補強材料として必要かと思っておりますので、可能であれば求めていただきたいということでお願いいたします。

○富澤啓二議長 吉田武司議員。

○吉田武司議員 確認ですが、この和解案が示されて、この事件の内容については、元職員の行為は横領行為や窃盗行為という犯罪行為で、市はこの行為が個人で行った行為であり、国家賠償法の第1条第1項には当たらないとして応訴したという理由があります。今回、4,800万円という金額がかなり減額がされて、1,630万円が異動後の窃盗額ということで、和解に応じるという話になったかと思うんですけども、保健福祉部長から教育部長に異動したときは、たしか何らかの理由があつて異動させたのかなというふうにも思っているんですが、これが異動後の窃盗額ということで、保健福祉部長のときに当たらないということで、それが妥当だと市は考えたとなっているんですけども、何らかの理由で異動させたというのであれば、この金額は、本来であれば原告に返さなくてはいけないと私は思っているんですけども、本来これは個人に預けたんじゃないで、原告は市に対して、市が責任があるからキャッシュカードとか現金を預けたわけで、これは全て市の責任だとずっと私は思っていたんですけども、その辺の理由をもう一回確認させていただきたいので、お願いいたします。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 いろいろ疑義があるかと思うんですが、先ほど来議論しておりますが、4,870

万円という総額が示されたので、それがどういう考えだということが、まず今の時点では分からないということがございます。

異動したことよってのここでの論点というのは、福祉部局として市民から、そういう私財だとかキャッシュカードを預かる権限を有している職にあるのが保健福祉部長であって、その職に与えられた権限があるかないかの議論かと思えます。

○富澤啓二議長 吉田武司議員。

○吉田武司議員 異動になっても、預かったものは全部本人が持っていて、そのまま犯罪をしていたわけですから、その辺というのは、どこに責任があるのかなと考えられるんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 市としては、当初、これは私人の行為であるという見解でございました。今、推察の域は出ませんけれども、裁判所から示された4,870万円というのは保健福祉部長時代のもの、要は私がどうこういうのではなくて、裁判所もそのように判断をして、保健福祉部長から離れたものは私人としての行為であると認定したものと私は考えております。

○富澤啓二議長 吉田武司議員。

○吉田武司議員 最後にもう一つ、先ほどの説明で、本来であれば、このまま裁判が進んでいった場合、9,000万円以上のお金になってくるが、今回は4,870万円という金額で、市は、これまでは市の責任はないというので応訴していたわけですけども、これでもうこれ以上、これだけ安くしてくれたんだから、ここら辺で手を打とうかという考えで、今回の和解案に応じるということによろしいんでしょうか。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 金額が安くなったから応じるというのではなくて、裁判所の見解が我々と違ってたと。ただ、それについては、一部は認めます、ただ一部は認められないということで協議をした結果、この4,800万何がしかの金額が提示されたということで、我々の考えの一部が認められたという認識で、これを認めるという考え方でございます。

○富澤啓二議長 吉田武司議員。

○吉田武司議員 それでは、私たちも市民の代表としてこの場に来ていますので、今後、私たちが説明しやすいように表示していただき、先ほどから議論、質問がありましたけれども、責任がどこにあるのか、また、誰がその後責任を取るかというのもしっかりと示していただければと思いますので、その辺はしっかりとよろしくお願いいたします。

○富澤啓二議長 安保議員。

○安保友博議員 今のところに関連するんですけども、1回目の和解の理由というのが裁判所から示されていて、①、②と、加害行為と職務行為についてということで、ちゃんと示されているんですが、ここ、ちょっと分かりにくいんですけども、これ実は、お金を盗んだことが国家賠償法上の違法行為ではないという話をしているんですよ。具体的に何が違法かという

と、職員という立場を利用して安全性が不十分な手元に留め置いた行為そのものが、国家賠償法上、違法だというふうに評価しているんです。

多分これは、2回目の4,870万円の判断をするに当たっても、そこは崩れていないはずなので、結果として、お金が盗まれたとか幾ら盗まれたとかという話、先ほどからそこに目がいきがちなんですけれども、市の違法行為がどこにあったのかというところ、ここをしっかりと認識しなければ、結局、裁判所では示されなかったかもしれない、和解なのでね。だけれども、裁判所で示されたことと行政判断というのはまた別の問題なので、今回の話を受けて、今回、国家賠償法上、ある程度は違法だったんだという認識を持った上で、市としてはこういうふうに判断しますというのを打ち出していただかないと、これは市民も納得できないし、我々としても承服し難いという話になってしまうので、そこについてよくよく検討された上で、法律家がこう言ったからではなくて、法律家がこう言っていたのを受けて、市がこう判断したという言い方で、しっかりと説明していただきたい。そのことを要望させていただきたいんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○富澤啓二議長 柴崎市長。

○柴崎市長 はい、そのように対応してまいりたいと思います。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 先ほど、4,870万円になった理由は示されていないけれども、推察ということで資料に示されております。ほかの質問のところは推察になるので、答弁を控えられている部分もございます。

この理由だけは、推察であるけれども示されたのは、どういった経緯なのか伺います。

○富澤啓二議長 中野長寿あんしん課長。

○中野長寿あんしん課長 こちらについては、元職員の刑事事件における第一審判決書の検察側の証拠で確認をしたものでございます。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 そのものを、推察でありますけれども資料に載せたというのは、どういったことで載せられたのかを伺っているんですが、お願いします。

推察である内容がこの資料に載っている、先ほど質問の中で、推察になるから答弁は控えるというような内容があったと思うんですね。しかし、この部分についてだけは、推察でありますけれどもと言いながら資料に載っているというのは、どうしてかということを伺いたい。

○富澤啓二議長 中野長寿あんしん課長。

○中野長寿あんしん課長 繰り返しとなりますが、元職員の刑事事件における第一審判決書の検察側の証拠で確認したものと記載しております。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 それは、この裁判ではない裁判で確認されているということで、そのことが和解額が4,870万円になったということと合致しているということは、どこで確かめられてい

るのでしょうか。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 合致しているということではなくて、あくまでも総額が示されましたので、議員の皆様にも少しでも内容を理解していただけるよう、私ども根拠は持っていませんが、別の裁判の案件であっても、それを一つの考え方の根拠としてこれを載せさせていただいたということで、御理解をいただきたいと思います。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 そういう内容はここからは読み取れなかったもので、分かりました。

それで、12月定例会に出されるときには、今回頂いた資料よりも、もっと具体的に分かりやすい資料を頂けるのでしょうか。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 先ほど岩澤議員の質問にありましてとおり、今日の裁判の中で弁護士を通じて、裁判所がどう判断したかという内容をお示ししていただけるのであれば、それを踏まえて資料を修正するなりして、詳細なものを載せさせていただきたいと思います。

しかし、裁判所のほうから、ちょっとそれはできないという話であれば、今我々が御用意できる内容については、この資料のほかにございませんので、この説明とこの資料をもって判断していただきたいということでございます。

○富澤啓二議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 ぜひよろしくお願いします。

それと、市の考え方とかそういった点について、今後きちんといたしますということで、市長からも御答弁をいただきましたけれども、それもしっかりと示していただきたいということを改めてお願いしておきたいと思います。

○富澤啓二議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 コロナがないときは、私はずっと傍聴していました。ウェブになってからはなかなかできないので、紙面で頂いていますけれども、今日の判決というか和解が決まったら、何らかの形で裁判官というのは、ちょっとコメントをしゃべる場合があるんですよ、両方に対してね。しゃべらないかも分からない、判決だけかも分からない。そのささいなコメントがあったら、後で教えていただければと思います。これは希望です。そこにいろいろな、両方に対して示唆すると思うんですね、裁判官というのは。その辺は非常に聞きたいところなので、よろしくお願いします。これは要望です。

○富澤啓二議長 片山議員。

○片山義久議員 今、赤松議員からもありましたけれども、本当にいろいろな裁判を和光市はやってまして、市民の皆さんも、本当に何やっているんだと、辟易としているような状態があると思うんです。

以前、多分、安保議員が言われたかと思うんですけれども、市民への説明として、今これだ

けの裁判をやっているとか、こういう事件があつて、今これを払ってやっているんだよという全体像が分かるような形で、市から明確に出していただきたいと思います。要望です。

○富澤啓二議長 大島副市長。

○大島副市長 要望ですけれども、お答えします。

それは、既に今、作成し終わっておりまして、ホームページに既に出しているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○富澤啓二議長 ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午前11時07分 休憩）

再開します。（午前11時09分 再開）

以上で本日の協議事項は全て終了しました。

記録につきましては、正副議長に一任願います。

以上で全員協議会を閉会します。

午前11時10分 閉会

議 長 富 澤 啓 二

副 議 長 小 嶋 智 子